

首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する

調査研究委員会

設立趣旨

首都高速道路は、供用延長301 kmのうち橋梁延長が約237 kmあるなど、構造物の比率が高いのが特徴である（平成23年1月時点）。また、経過年数40年以上の構造物が約90 km、30年以上が約140 kmあり、構造物の高齢化が進んでいる。また、首都高速道路は、1日約100万台の自動車が利用しており、都心環状線や3号渋谷線の断面交通量は最大11～13万台／日の膨大な交通量となっている。大型車交通量は、都内（23区）道路の約5倍であり、重交通を負担することにより極めて過酷な使用状況にある。

このような構造物の高齢化の進展と過酷な使用状況により、首都高速道路では、補修の必要な構造物の損傷が増加しており、今後維持補修費用が増嵩することが避けられない状況にある。

これら構造物の損傷については、適切な補修・補強等を実施して構造物の安全性を確保しているところであるが、平成17年の民営化の際に大幅なコスト削減が実施された結果、（独）日本高速道路保有・債務返済機構との間で締結している協定では、構造物の安全性を確保するための最低限の費用しか計上されていないのが現状である。

首都高速道路(株)は、首都圏の産業や生活を支える大動脈として重要な役割を担う道路ネットワークの機能を将来にわたり永続的に維持し、構造物の安全性を確保する責任を負っており、この責任を果たす方策のひとつとして、首都高速道路の大規模更新の検討が必要となっている。

このような都市高速道路の更新等への対応については、「高速道路のあり方検討有識者委員会」（委員長 寺島実郎）の中間とりまとめ（平成23年12月）でも提言がなされているところであり、大規模更新の検討は急務であると言える。

本委員会は、首都高速道路ネットワークを将来にわたって永続的に安全に管理していくための橋梁の架け替えなどの大規模更新について、ライフサイクルコストの観点も考慮に入れながら技術的かつ経済的見地から検討し、大規模更新のあり方に関する基本的な考え方を検討するため設立するものである。